



### 1. 面会・通信の制限等

施設入所等の措置(児童福祉法第27条第1項第3号の措置)、又は一時保護(児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護)が行われる場合において、子ども虐待の防止及び子どもの保護のため必要があると認めるときは、保護者に対し、子どもとの面会・通信を制限することができる。

#### (1) 面会・通信制限

従来から子ども虐待を受けた子どもの保護のために必要と認められるときには、保護者に対し「面会」「通信」の制限を指導として行っていた。

面会・通信の制限を行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについては実情に応じて判断することになるが、まずは指導によって面会・通信の制限を行い、保護者がこれに従わず、子どもの保護のために必要と認められるとき、児童虐待防止法に基づく行政処分として取り扱うことが適当である。

#### (2) 児童虐待防止法に基づく面会・通信制限の手続き

児童虐待防止法第12条第1項第1号の「面会」及び同項第2号の「通信」の内容は次のとおりである。

- ①面会 子どもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。
- ②通信 子どもが保護されている住所、居所(児童相談所、施設、里親宅)等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、メール等が該当する。

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされている。また、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を書面(様式32書式編P55)で、保護者に通知する。また、法律上、児童相談所長、施設長のいずれも面会・通信の制限を行えるが、制限の必要がある場合には、児童相談所長が行うことが適当である。

面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合は、速やかに解除することとし、少なくとも概ね6か月ごとに制限の必要性について検討し、処分の解除については書面(様式33書式編P56)で保護者に通知する。

児童相談所長は面会・通信制限をしたとき及び解除したとき、施設長から行政処分としての面会・通信制限をしたとき及び解除した通知を受けたときは、知事に通知する。

### 2. 接近禁止命令

都道府県知事又は児童相談所長は、虐待により一時保護又は児童福祉施設入所措置、里親委託措置を行っている場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し期間を定めて、子どもへのつきまといや子どもの居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる(児童虐待防止法第12条の4)。

接近禁止命令は、初日を含めて6か月を超えない期間を定めて行うこととされている。ただし、保護者との関係、子どもの状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなったと認められる場合には、6か月未満で取り消すことも考えられる。

**(1) 接近禁止命令を発するための要件**

以下全てを満たすことが要件となる。

- ① 一時保護中又は児童福祉施設への入所措置
- ② 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、子どもとの面会及び通信の全部が制限されていること。
- ③ 子ども虐待の防止及び子ども虐待を受けた子どもの保護のため特に必要があると思われること。

**(2) 接近禁止命令の発出依頼**

児童相談所長は上記の要件3項目すべてに該当し、子どもの福祉のために特に必要と思われる場合は、子どもの安全を確保したうえ、必要書類を添付して、知事（児童家庭課）に接近禁止命令発出の依頼（様式34書式編P57）をする。なお、指導による面会・通信制限であった場合は、行政処分による面会・通信制限を行ったうえで、接近禁止命令の発出を依頼する。

**【接近禁止命令発出依頼書の添付書類】**

- ・ 児童記録票
- ・ 施設長の意見
- ・ 家庭裁判所の審判書の写し
- ・ 面会・通信制限決定通知書の写し
- ・ 施設入所後の保護者及び子どもにかかわる記録

**(3) 聴聞手続き**

接近禁止命令をする場合は、知事は行政手続法第3章第2節の規定により聴聞を行わなければならない。聴聞の事務上の手続きは児童家庭課が行う。

**(4) 命令書の交付方法**

接近禁止命令は、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要事項を記載した命令書を交付しなければならないとされている。処分庁（児童家庭課）職員は児童相談所職員の協力を得て保護者に交付する。その際には、命令を受ける保護者に対して、命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できるだけ受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し、命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を拒否する場合は、出頭要求の告知書と同様に、命令書を直接郵便箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録する。

**(5) 命令発出後の関係機関との連携**

要保護児童対策地域協議会等の場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応について、学校等の関係機関と協議を行っておく必要がある。

また、子どもの居所等を管轄する警察の担当課に、接近禁止命令を発出されたとき、命令が取消されたときは、その旨を連絡し、通学路のパトロール、緊急時の110番通報等、あらかじめ予測できることを協議しておく必要がある。